

鳥取県人権施策基本方針第4次改訂（案）に対するパブリックコメント等の実施結果について

令和4年1月21日

人権・同和対策課

鳥取県人権施策基本方針第4次改訂にあたりパブリックコメント等を実施しましたので、その結果を報告します。

- 1 実施期間 (1) パブリックコメント：令和3年12月1日（水）～12月21日（火）
 (2) 県政参画電子アンケート：令和3年12月3日（金）～12月13日（月）
- 2 意見数 (1) パブリックコメント：38（回答者数9）
 (2) 県政参画電子アンケート（自由記載意見）：94（回答者数77）

※県民参画電子アンケート回答者総数464

- 3 主な意見と対応方針 ※備考欄に鳥取県人権施策基本方針第4次改訂（案）該当ページ等を記載

区分	項目	意見の概要	対応方針	備考
(1) パブリックコメント	人権教育	学校教育の「現状と課題」の部分に「GIGAスクール」の話も入れた方が良いのではないか。	「現状と課題」に、「GIGAスクール構想によりICTの活用が可能になる中で、情報モラル教育を適切に行っていくことが必要」の旨を追記する。	P8
	人権施策の推進に資する調査	人権問題を把握するためにモニタリングは有効な手段だと思うため、「施策の基本的方向」に「モニタリングの実施」について記載した方がよい。	人権問題にかかる現状把握の一環としてモニタリングを実施しているので、「人権問題に係る現状把握」の項目に「モニタリングにより差別事象を把握する」の旨を追記する。	P19
	SDGsにおける人権	SDGsの考え方が世界中に広まっているので、企業に人権について取り組んでもらうためには、「ビジネスと人権」という言葉を使って呼びかけるよりも、SDGsからアプローチした方が企業としては必要性や危機感を感じやすいのではないかと。	「SDGsにおける人権」については、SDGsの観点を踏まえて人権施策の推進に取り組むこととしている。これを踏まえて企業への啓発を行うこととしており、SDGsと「ビジネスと人権」の一体的な周知を図る。	P20
	デジタル社会における人権	情報格差が生まれまいよう、「デジタル社会における人権」の「現状と課題」にデジタルデバイド（※）について入れた方がよいのでは。 ※デジタルデバイド ICTの便益を必ずしも享受できない者との格差	・鳥取県情報技術活用推進計画（Society5.0推進計画）の「取組の基本方針」に「デジタルデバイドの解消」について記載していることを踏まえ、「現状と課題」に「Society5.0推進計画を策定しICTを活用した県民の豊かさの向上を目指す」と既に記載しているところである。 ・この「現状と課題」に対応する「施策の基本的方向性」をより明確にするため、「新たな人権課題への対応」の項目の中に「県民誰もが安心安全にデジタル技術の恩恵を享受できる社会の推進」と追記する。	P25 P26
外国人の人権	「外国人児童生徒等に対する教育の充実」の項目に「県立夜間中学校」の記載があるが、ここに記載してあると外国人の児童だけが対象のように見える。教育全般のところにも記載しておいた方がよいのではないかと。	誤解が生じまいよう、「外国人児童生徒等に対する教育の充実」の項目に次のとおり追記する。 「2024年4月開校を目指している県立夜間中学校では、学齢期を超過した県内在住の外国人の中で、母国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった方も入校対象者とし、就学の機会の提供を行います。」	P55	

	性的マイノリティの人権	「性的マイノリティの人権」の「施策の基本的方向」に「自己実現を図っていくことができるための支援体制の充実」とあるが、制服を選ぶことができないという問題がある。教育・啓発だけではなく実際に着替えやトイレの問題もあるので、環境整備について取り組んでいくことを記載しないといけないのではないか。	環境整備については、当事者の方が困っていることを理解していただくことが必要なため、「施策の基本的方向」の「諸課題についての対応」の項目の中に、「性別に関わりなく誰もが安心して暮らすことができる環境整備に関するセミナー等の取組を推進する」旨を追記する。	P66
	様々な人権 (災害被害者等の人権)	男女共同参画の視点から防災ガイドラインが令和2年5月に内閣府からでておりそこに男女の人権を尊重して安全・安心を確保するこの基本方針が挙げられている。避難所での授乳スペース、生理用品がない等の困りごとがあるだけではなく、性的暴行被害に遭うなど女性が全く安心できないことも起きている。県の人権施策基本方針にも防災の視点から人権について盛り込むことはできないか。	「現状と課題」には「避難所において年齢、性別、性自認…等様々な課題に配慮した取組が必要である」旨既に記載しているところであり、「取組」の中に「男女共同参画の視点を取り入れ、性別によるニーズの違いなどに配慮した防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、防災分野への女性の参画を促進します。」と追記する。	P73
(2)	相談支援体制の充実	人権侵害にあったとき、どこに相談するか、解決法が知りたい。	「施策の基本的方向」の「活用しやすい環境づくりの推進」の項目に相談窓口の周知について記載しているが、併せて巻末に「鳥取県の相談窓口」を記載することとする。(作成中)	巻末
	感染症等病気ににかかわる人権	コロナワクチンを接種するかしないかの同調圧力の高さを感じた。同調圧力の軽減策も基本方針に織り込んで欲しい。	「施策の基本的方向」の「新型コロナウイルス感染症に関する取組」の項目の中に「ワクチン接種をしていない方に対する差別的行為の禁止」と追記する。	P59
	広報	人権施策基本方針自体があまり知られていないため、広報していく必要はあると思う。	あらゆる機会を捉え周知に努める。	

4 今後のスケジュール (予定)

- 1月下旬 パブリックコメント結果について県ホームページに掲載
3月 人権施策基本方針第4次改訂公表

【参考】

(1)パブリックコメント

実施期間:令和3年12月1日(水)～12月21日(火)

応募方法:電子メール、とっとり電子申請、郵送、ファクシミリ、意見箱(県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館)、各市町村役場

(2)県政参画電子アンケート

実施期間:令和3年12月3日(金)～12月13日(月)

対象者:県政参画電子アンケート会員 717名

回答率:64.7%(464名/717名)

(3)鳥取県人権施策基本方針の主な改訂(構成)内容

- ア 条例第6条に基づき、新たに4つの章(第3章、第4章、第5章、第6章)を新設し全8章で構成
第1章 基本的な考え方、第2章 人権教育・人権啓発の推進、第3章 (新)差別実態の解消に向けた施策、第4章 (新)相談支援体制の充実、第5章 (新)人権施策の推進に資する調査、第6章 (新)共通して取り組む重要施策、第7章 分野別施策の推進、第8章 人権施策の推進体制

イ「第6章」については、共通して取り組む5つの重要施策を記載

- ①SDGsにおける人権 ②ビジネスと人権、③デジタル社会における人権、④個人情報保護と人権
⑤ユニバーサルデザインの推進